

船舶事故調査報告書

平成25年3月28日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

委員 横山 鐵男（部会長）

委員 庄司 邦昭

委員 根本 美奈

事故種類	衝突
発生日時	平成24年9月8日 22時17分ごろ
発生場所	佐賀県唐津市加唐島 ^{かから} 西方沖 唐津市所在の波戸岬 ^{はどのみさき} 灯台から真方位324°5,050m付近 (概位 北緯33°35.5′ 東経129°48.9′)
事故調査の経過	平成24年9月20日、本事故の調査を担当する主管調査官（長崎事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	A 油送船 第十一 ^{つき} 月丸、496トン 133655、月丸海運株式会社 64.00m×10.00m×4.50m、鋼 ディーゼル機関、735kW、平成6年3月30日 B 漁船 新生丸 ^{しんせい} 、4.97トン SA3-22527（漁船登録番号）、個人所有 10.46m(Lr)×2.38m×0.85m、FRP ディーゼル機関、漁船法馬力数50、昭和54年2月16日
乗組員等に関する情報	A 船長A 男性 50歳 四級海技士（航海） 免許年月日 平成8年3月21日 免状交付年月日 平成23年1月11日 免状有効期間満了日 平成28年3月20日 甲板長A 男性 60歳 五級海技士（航海） 免許年月日 平成6年9月29日 免状交付年月日 平成21年2月19日 免状有効期間満了日 平成26年9月28日 B 船長B 男性 77歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和51年5月28日 免許証交付日 平成24年7月19日 (平成30年3月17日まで有効)
死傷者等	A なし

	B なし
損傷	A 左舷船首外板に擦過傷 B 船首部外板に割損
事故の経過	<p>A船は、船長A及び甲板長Aほか3人が乗り組み、法定灯火を表示し、甲板長Aが、単独で操船に当たり、平成24年9月8日22時00分ごろ唐津市馬渡島南東方沖から加唐島北西方沖に向けて針路を真方位約035°に定め、対地速力約12ノット(kn)で自動操舵により北東進した。</p> <p>甲板長Aは、定針前に3海里レンジに設定したレーダーにより、加唐島西方沖に3隻の船舶を確認し、レーダー画面を見て航行方向の左舷側の2隻と右舷側のB船がほぼ停船しており、左右の船舶間に十分な距離があると思い、その間を航行することにして針路を定めた。</p> <p>甲板長Aは、定針後、間もなく、レーダー画面で3隻の船舶が移動していないことを確認し、船橋後部の海図台で船尾方を向いて加唐島北西方沖での変針予定場所の確認作業を始めた。</p> <p>A船は、甲板長Aが海図台において確認作業中、北東方に流れる潮流により右方に圧流されて航行し、22時17分ごろA船の左舷船首と南西方を向いて錨泊中のB船の左舷船首とが接触した。</p> <p>甲板長Aは、接触に気付かずに航行を続けていたが、9日00時00分ごろ海上保安庁から事故の連絡を受け、唐津市唐津港において調査の結果、B船と衝突したことが明らかになった。</p> <p>B船は、船長Bが1人で乗り組み、8日18時00分ごろ唐津市加唐島漁港を出港後、本事故発生場所で錨泊し、操舵室上部の黄色回転灯と作業灯を点灯して漁を開始した。</p> <p>船長Bは、漁の仕掛けが無くなったことから、操舵室内に座って仕掛け作りの作業を始め、作業が終わって顔を上げたところ、A船が至近に接近していたが、何もできず、B船とA船が接触した。</p> <p>B船は、船長Bが自宅に連絡をとり、僚船により加唐島漁港までえい航された。</p>
気象・海象	<p>気象：天気 晴れ、風向 南西、風力 1、視界 良好</p> <p>海象：潮流 北東流 約2～3kn</p>
その他の事項	<p>A船は、空船であった。</p> <p>甲板長Aは、A船の右舷船首側のB船と左舷船首側の2隻の船舶の間に針路を定めた際、レーダー画面を見たのみであり、間隔などを確認していなかった。</p> <p>A船は、甲板長AがB船と2隻の船舶の間に針路を定めた際、レーダーでA船の船首輝線がややB船寄りに向いていた。</p> <p>甲板長Aは、本事故発生海域の操船経験がほとんどなく、船長Aが海図に記入した航行予定コースを確認しながら操船に当たっていた。</p>

<p>分析</p> <p>乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析</p>	<p>A あり、B あり A なし、B なし A あり、B なし</p> <p>A船は、加唐島西方沖をB船と2隻の船舶の間に針路を定めて北東進中、甲板長Aが、船橋後部の海図台で加唐島北西方沖での変針予定場所の確認作業を行っていたことから、北東方に流れる潮流により右舷船首方のB船に向けて圧流されていることに気付かずに航行し、B船と衝突したものと考えられる。</p> <p>B船は、加唐島西方沖で錨泊中、船長Bが、漁の仕掛けが無くなり、操舵室内に座って仕掛け作りの作業を行い、見張りを行っていなかったことから、同作業を終了した頃に至近に接近したA船に気付き、A船と衝突したものと考えられる。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、夜間、加唐島西方沖において、A船が北東進中、B船が錨泊中、甲板長Aが船橋後部の海図台で加唐島北西方沖での変針予定場所の確認作業を行い、また、船長Bが、操舵室内に座って仕掛け作りの作業を行い、見張りを行っていなかったため、両船が衝突したことにより発生したものと考えられる。</p>
<p>参考</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・船舶間に向けて航行する場合、本船の航行状況及び他船の動静などについて、継続して確認を行うこと。 ・錨泊中であっても、周囲の安全確認を行うこと。